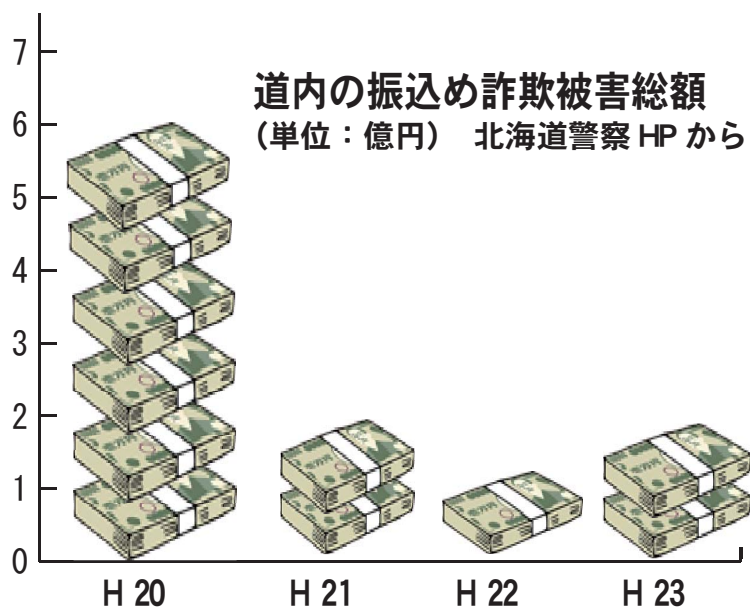




「オレだよ！金を振込んで」 あなたはどうする？

振込め詐欺・悪質商法の報道に、「また?! 私ならだまされないのに!」と思う方は少なくないでしょう。

電話などで人の声を聞き分けるのは非常に難しいものです。動揺しながら聞いた声を、本当に身内の声と分かるでしょうか? 相手は詐欺のプロ。ここでいま一度、自己過信をせず、様々な場面を想定し、家族とのコミュニケーションを図り、「自分の身に起こるかもしれない」事件と捉えて、被害者にならないよう考えてみましょう。



連日のように報道される振込み詐欺事件、これほど社会に認識されながらも無くなりません。それは手口が巧妙化してしているからです。町内でも実際に事件が報告されています。

町内で実際にあったはなし

ケース1 息子を名乗り 260万

昨年5月60代男性宅に、息子の名前を語り「携帯が変わった。風邪をひいた」と電話があり、翌日には「仕事のお金を間違えて振込んでしまった。お金を工面してほしい」等との電話で、計2回、約260万を振込んでしまった。

ケース2 不審電話

今年7月、町内の高齢者男性宅に、女性から「通帳番号と年金番号を教えてください」と電話があった。男性は不審に思い、家族に確認、何も教えず被害を未然に防ぐことができた。

よくある振込め詐欺4事例です

「オレ、やっちゃった〜」
演技派電話 オレオレ詐欺

家族や警察官、弁護士などを装って「交通事故」「借金」「痴漢行為」などのトラブルの起こしたと、現金を振り込ませてお金を騙し取る。

👉 対策1

家族とのコミュニケーションを日頃からとり、お金の話が出たら、必ず家族に確認しましょう。また、携帯番号が変わったという電話には、元の電話番号にかけ直すようにしましょう。

甘い言葉には罠
融資保証金詐欺

「融資をする」とダイレクトメールなどを送付して、実際は融資をしないにもかかわらず融資を申し込んできた者に対し、保証金が必要と言い、現金を預金口座などに振り込ませる手口です

👉 対策2

正規の貸金業者は融資を前提に現金の振込みを要求することはありません。借入れ申込みや連絡は一切しないようにしましょう。

気軽に相談できる 消費生活相談窓口があります

購入した商品やサービスに疑問を感じた時、くやしい思いをした時、どうしたらいいでしょう。

事業者に直接申し出る。あるいは仕方がない、面倒だからと、そのままあきらめるのでしょうか？

消費者からの苦情を「お客様の意見」として受け入れ、商品開発やサービスの向上に生かそうと積極的に取り組む優良事業者もありますが、一方では責任逃れをしたり、法律を守らない悪質業者もあります。情報力や交渉力を備えた事業者との間では、消費者が不利な立場に追い込まれる事例が増えています。消費生活相談窓口では、トラブルを解決するため必要な情報や知識のアドバイス、相談内容が専門知識を必要とする場合には、その相談窓口の紹介を行っています。

相談方法

電話または直接相談窓口で受付ています。

【相談時間】月～金 8:45～15:00

【電話番号】23-3209（直通）

【相談場所】当別町役場1階（正面左）

個室の相談室もあり、秘密は厳守します。

【相談員】消費生活相談員

消費生活出前講座

地域の集まり、高齢者の集まり、子育てサークルなど、皆様の集まりの場所に出向き、悪質商法の手口、対処方法、身近に起こる子どもの事故情報など、消費者力アップのための講座をいたします。お申込みは電話または直接相談窓口で受け付けています。



成りすましにはご用心

還付金詐欺

市・町職員や税務署員を名乗って「税金の還付金が出る」などと銀行のATMに誘導して振り込ませます。

対策3

市・町職員がATM操作をさせて還付金を支払うことはありません。事実かどうか、直接役場などに電話をかけるなどして確認しましょう。

巧妙な脅し系

架空請求詐欺

手紙やはがき、電子メールなどで使った覚えのない有料サイトなどの料金を請求し、郵便や宅配便で送金を求めます。「期限までに払わないと裁判になる」などと脅し、お金を騙し取る。



対策4

心当たりのない請求には応じない。請求された文章に記載されている連絡先に問合せない。無視しましょう。ただし裁判所から「特別送達」が書留で届いた場合は、注意が必要です。裁判所や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

悪質商法

被害に遭わないための5ヶ条

- その1 必要ないものは「買いません」とはっきり断る。
- その2 簡単にドアは開けず、名前と訪問の目的を聞く。
- その3 即断、即決は絶対にだめ！必ず誰かに相談する。
- その4 甘い言葉には裏がある。疑ってかかること。
- その5 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談する。

〈全国消費生活センター〉

■役場住民環境部環境生活課
(☎ 23 - 3209)